

川越市出張理・美容に関する届出及び衛生管理に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、理容師法(昭和22年法律第234号、以下「理容師法」という。)第6条の2ただし書き又は、美容師法(昭和32年法律第163号、以下「美容師法」という。)第7条ただし書きの規定により、理容師又は美容師が理容所又は美容所以外の場所で理容の業又は美容の業を行うことができる場合における衛生の確保及び向上を図ることを目的とする。

(出張業務の対象)

第2条 出張理容・出張美容を行うことができる場合とは、理容師法施行令(昭和28年8月31日政令第232号)第4条及び埼玉県理容師法施行条例(平成12年3月24日条例第23号)第4条第1号から第3号、美容師法施行令(昭和32年8月31日政令第277号)第4条及び埼玉県美容師法施行条例(平成12年3月24日条例第24号)第4条第1号から第3号に該当するときとする。

(出張業務を行える者)

第3条 理・美容所を開設している理・美容師又は所属する理・美容所の消毒設備を利用できる理・美容師であることを原則とする。これによらない場合は、出張業務に必要な布片類、器具類の洗浄・消毒が行なえる設備を有する理・美容師とする。

(出張理容・出張美容における衛生措置)

第4条 出張理容・出張美容を行う場合に講じなければならない衛生措置は別紙のとおりとする。

(届出の対象)

第5条 出張理容・出張美容の届出の対象とは、理容師法施行令（昭和28年8月31日政令第232号）第4条第1号及び埼玉県理容師法施行条例（平成12年3月24日条例第23号）第4条第1号、第2号、美容師法施行令（昭和32年8月31日政令第277号）第4条第1号及び埼玉県美容師法施行条例（平成12年3月24日条例第24号）第4条第1号、第2号に該当するときとする。

(業務開始の届出等)

第6条 川越市内において出張理容・出張美容を行おうとする者は、次に掲げる事項について、出張理・美容業務届出書（様式第1号）により、あらかじめ川越市保健所長（以下「保健所長」という。）に届け出なければならない。

- (1) 出張理・美容を行う理・美容師の住所、氏名、生年月日、登録番号、登録年月日及び所属する理・美容所がある場合はその名称及び所在地。
- (2) 出張理・美容を行う場所の名称及び所在地。
- (3) 出張理・美容を行う特別な事情。
- (4) 出張理・美容の開始予定年月日。

2 前項の規定による届出をする者のうち、川越市内において理容師法第11条の2に基づく確認を受けた理容所に従事していない理容師又は美容師法第12条に基づく確認を受けた美容所に従事していない美容師については、当該届出に際し、次に掲げる書類等を添付しなければならない。

- (1) 理容師免許証とその写し、又は美容師免許証とその写し。
- (2) 結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾病の有無に関する医師の診断書。
- (3) 携行品及び消毒設備等が確認できるもの。

(変更等の届出)

第7条 出張理容・出張美容を行う者は、前条第1項の規定による届出事項に変更を生じたときは、出張理・美容業務届出事項変更届出書(様式第2号)により、すみやかに保健所長に届け出なければならない。

2 出張理容・出張美容を行う者は、前条第1項の規定により届け出た出張理容・出張美容を止めたときは、出張理・美容業務廃止届出書(様式第3号)により、すみやかに保健所長に届け出なければならない。

(報告、検査等)

第8条 保健所長は、必要があると認めるときは、出張理容・出張美容を行う者に対し、当該業務に関して必要な報告をさせ、又は利用者等の同意のもとに業務場所等に職員を立ち入らせ、その衛生措置の状況を確認させることができる。

2 前項の職員は、理容師法施行規則(平成10年厚生省令第4号)第28条及び美容師法施行規則(平成10年厚生省令第7号)第28条に規定する環境衛生監視員とする。

附則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

別紙

川越市出張理・美容における衛生措置

第1 作業環境

- 1 不特定多数が利用する施設等において出張理容・出張美容を行う場合には、作業及び衛生保持に支障を来さないよう、不特定多数が出入りする場所から区分された専用の作業室などにおいて行うことが望ましいこと。
- 2 作業場の床及び腰張りは、コンクリート、タイル、リノリウム、板等の不浸透性材料を使用した構造が望ましいこと。これによらない場合は、ビニールなど不浸透性材料のシートの上で作業を行うこと。
- 3 作業場内は、不必要な物品等が近くにないところが望ましいこと。
- 4 作業場内の採光、照明及び換気を十分にすること。

第2 携行品等

出張理容・出張美容を行う際には、次の器具等を携行すること。

- 1 洗浄及び消毒済みのはさみ等の理容器具・美容器具と、これらを衛生的かつ安全に収納できるもの
- 2 使用済みのはさみ等の理容器具・美容器具を、安全に収納できるもの
- 3 消毒された布片類・タオルと、これらを衛生的に収納できるもの
- 4 外傷に対する救急処置に必要な薬品及び衛生材料
- 5 手洗いに必要な石ケン、消毒液等

第3 管理

1 作業環境の管理

- (1) 作業場内には、みだりに犬(身体障害者補助犬を除く。)、猫等の動物を入れないこと。
- (2) 作業終了後は、作業場の清掃を十分行い、清潔にすること。

2 携行品等の管理

- (1) 洗浄及び消毒済みの器具類等は、使用済みのものと区別して、収

納ケース等に保管すること。

- (2) 使用済みのかみそり(頭髪のカットのみの用途(レーザーカット)に使用するかみそりを除く。以下同じ。)及びかみそり以外の器具で、血液の付着しているもの又はその疑いのあるものは、それ以外の使用済みの器具と区別して、丈夫な容器に保管し、適切な処置を行うこと。取扱いの際は、器具の突き刺し事故に注意すること。

3 従業員の管理

営業者は、常に従業員の健康管理に注意し、従業員が感染症、感染性の皮膚疾患にかかったときは、当該従業員を作業に従事させないこと。

第4 衛生的取扱い等

- 1 作業室には、施術中の客及び介助者以外の者をみだりに出入りさせないこと。
- 2 作業中、従業員は清潔な外衣を着用し、顔面作業時には清潔なマスクを着用すること。
- 3 従業員は、常につめを短く切り、客1人ごとの作業前及び作業後には手指を石けん等で洗浄し、必要に応じて消毒を行うこと。
- 4 作業場においては、喫煙及び食事をしないこと。
- 5 皮膚に接する器具類は、客1人ごとに消毒した清潔なものを使用すること。
- 6 皮膚に接する器具類は、使用後に洗浄し、消毒すること。
- 7 皮膚に接する布片類は、清潔なものを使用し、客1人ごとに、次に掲げる方法により消毒を行ったものと取り替えること。
 - イ 血液が付着しているもの又はその疑いがあるものは、理容師法施行規則(平成10年厚生省令第4号。)第25条第1号、美容師法施行規則(平成10年厚生省令第7号。)第25条第1号に規定するいずれかの方法によること。
 - ロ イに規定するもの以外のものは、理容師法施行規則第25条第1号又は第2号ハ、ホ若しくはへ、美容師法施行規則第25条第

1号又は第2号ハ、ホ若しくはヘに規定するいずれかの方法によること。

- 8 紙製の首巻き、まくら当て等は、客1人ごとに廃棄すること。
- 9 そり毛用の石けん水は、客1人ごとに廃棄すること。
- 10 消毒液は、毎週1回以上（汚濁した場合は、その都度）取り替えること。
- 11 消毒済の器具は、未消毒の器具と区別した場所に置き、これを標示しておくこと。
- 12 使用後の布片類は、他のものと区別して収納すること。帰宅後、洗剤等を使用して温湯で洗浄することが望ましいこと。
- 13 蒸しタオルは消毒済みのものを使用すること。
- 14 客用の被布は、使用目的に応じて区別し、清潔なものを使用すること。
- 15 作業に伴って生ずる毛髪等の廃棄物は、客1人ごとに清掃すること。
- 16 毛髪等の廃棄物は、ふた付きの専用容器や丈夫な袋などに入れ、適正に処理すること。
- 17 皮膚に接しない器具であっても汚れやすいものは、客1人ごとに取り替え又は洗浄し、常に清潔にすること。
- 18 感染症、感染性の皮膚疾患の患者又はその疑いのある者を扱う場合には、マスク、手袋等予め防護措置をとること。また、このような者を扱ったときは、作業終了後、従業者の手指及び使用した器具等の消毒を特に厳重に行うこと。器具等の消毒については、感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き（平成16年1月30日健感発第0130001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）等を参考にすること。
- 19 パーマネントウエーブ用剤、染毛剤等の使用に当たっては、医薬部外品及び化粧品として、薬事法による承認を受けたものを適正に使用し、その安全衛生に十分留意すること。また、使用によってアンモニア等のガスが発生する場合には、特に排気に留意す

ること。

第5 消毒

理容所及び美容所における衛生管理要領(昭和56年6月1日付け環指第95号厚生省環境衛生局長通知)に準じること。

第6 自主管理体制

1 衛生管理責任者の設置

理容師法第11条の4第1項又は美容師法第12条の3第1項の規定に該当しない営業者が出張理容・出張美容を行う場合において、常時2人以上の理容師又は美容師を出張理容・出張美容に従事させる場合には、事務所等の設備、器具等の衛生の点検管理、従業員の感染症罹患の有無の確認、従業員の衛生教育等を行う衛生管理責任者として、理容師法第11条の4第2項の規定に基づく管理理容師又は美容師法第12条の3第2項の規定に基づく管理美容師の資格を有する者を置くことが適当であること。

2 衛生管理要領の作成及び周知

営業者又は衛生管理責任者は、出張理容・出張美容に係る作業環境や取扱い等に係る具体的な衛生管理要領を作成し、従業員に周知徹底すること。